

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「人が輝く舞台を世界につくる」をミッションに掲げており、これを継続するためには法令遵守はもとより社会規範に準じた内部統制を行うことが重要であると考えております。またそのことがステークホルダーの利益を守り、企業価値の継続的な向上につながると認識しております。そのため、コーポレート・ガバナンスの強化が経営の最も重要な課題であると考え、積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2.株主総会における権利行使 補充原則】

当社の株主構成を踏まえ、国内の機関投資家及び海外投資家による議決権の権利行使のため、議決権の電子化は必要であると考えております。また、海外投資家については、英文による情報提供が必要であると認識しております。当社における機関投資家や海外投資家の持株比率は現時点で低いため、議決権電子行使プラットフォームへの参加や、招集通知及び各種の開示資料の英訳は行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【原則3-1.情報開示の充実 補充原則】

当社の株式を保有する海外投資家等の比率を踏まえ、英語での情報の開示・提供を進める必要があると認識しております。現時点で海外投資家の株主構成比率が低いため、英語での情報の開示・提供は行っておりませんが、必要に応じて英語での情報の開示・提供を行うことを検討いたします。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1) 補充原則】

当社は現在、社歴や代表取締役の年齢等を踏まえ、代表取締役の後継者の計画は策定しておりませんが、今後、当社の長期的経営戦略を踏まえ、代表取締役の後継者として相応しい明確な要件について検討してまいります。なお、最高責任者である代表取締役については、人格・知識・経験・能力を勘案し、その時々を当社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて、最適と考える人物を指名・報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会で選定することとしております。

【原則4-2.取締役会の役割・責務(2) 補充原則】

取締役の報酬は、株主総会において決定された総額の範囲内において、指名・報酬委員会を開催し、担当職務、同業界における動向、経済情勢等を総合的に勘案したうえで配分について諮問した上で、取締役会にて決議しております。現在、ストップオプション制度等の自社株報酬は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして、経営陣の報酬が機能するように、将来的には中長期の業績向上を目的として譲渡制限付株式等の導入を検討してまいります。

【原則4-2.取締役会の役割・責務(2) 補充原則】

当社は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みが重要であることを認識しており、「健康」をキーコンセプトとした賃貸マンション等を企画するなど商品企画において、サステナビリティを巡る取組を行っております。現在はサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針は定めておりませんが、今後につきましては、経営方針や具体的な経営戦略を踏まえ、基本的な方針の策定について検討してまいります。また、その進捗状況を踏まえ、人的資本や知的財産への投資等の状況についても、取締役会で定期的にフォローしてまいります。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用 補充原則】

当社は、現在の会社の規模を鑑みて取締役総数7名に対して独立社外取締役2名を選任しております。現在、取締役会における支配株主からの独立性を有する独立社外取締役は3分の1以上の比率での選任を行っておりませんが、あらゆるステークホルダーからの意見を中立公正に取締役会に反映させる観点から、会社の規模やそれに応じた取締役総数の変動に応じて、3分の1以上の比率での選任を行うことを検討いたします。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、現在女性取締役及び外国人取締役について、適任者がいないため選任しておりませんが、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性の確保の観点から、適任者が確保でき次第、今後の業務展開を勘案しつつ、女性取締役や外国人取締役の招聘を検討して参ります。なお監査等委員には、公認会計士として財務・会計に関する十分な知見を有している者や、弁護士として法務に関する適切な知見を有している者を選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.政策保有株式】

政策保有株式については、保有先企業との取引関係の維持強化を通じて当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に取得・保有することとしております。また、その保有意義について、当社の取締役会で定期的に検証を行い、保有意義が乏しい株式については、市場への影響等に配慮しつつ売却を進めることとしております。

保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容が当社の保有方針に適合しているかどうかに加え、当社株主との共同利益を踏まえ検討し、職務権限規程及び稟議規程による決裁を得た上で、適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程の定めに基づき、取締役との利益相反取引については、取締役会の事前承認を要しております。また、関連当事者取引についても、関連当事者取引管理規程の定めに基づき、関連当事者との取引が稟議あるいは取締役会にて報告または承認されることを要しております。

なお、関連当事者取引の内容は、有価証券報告書にて報告しております。

【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保 補充原則】

当社では、管理職への登用等に当たっては、年齢、性別や社歴等では区分せず、意欲と能力のある従業員が平等に機会を得られるような人事評価制度とキャリアプランを整備しております。そのため、女性、外国人等の区分での目標とする管理職の構成割合や人数を定めておりません。今後も、人数等の目標は設定せず、従業員の最大限の能力を發揮できる職場環境やと企業風土の醸成に努め、意欲と能力のある従業員を育成し、適性のある人材を管理職として登用していく方針であります。

また、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針については、今後継続的に取り組んでまいります。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金制度を導入しておりませんので、本原則には該当いたしません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 当社の経営理念は、会社ウェブサイトへ掲載しております。経営戦略、経営計画については、有価証券報告書に記載しております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「-1.基本的な考え方」に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書「-1.[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

() 取締役の選解任と候補者の指名を行うに当たっての方針と手続は、取締役候補の指名を行うにあたっては、当社または他社での業績、経験、知識、人望等を勘案し、適切な人材を取締役に指名することとし、取締役が社内規程で定める解任事由に該当した場合、取締役会は、指名・報酬委員会からの提案を踏まえ、株主総会に提出する当該取締役の解任に関する議案の内容を決定することとしております。また取締役候補の指名や取締役の解任にあたっては、構成員の過半数を独立社外取締役(監査等委員である取締役を含む)が占める指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役会に原案を報告することとしており、また特に指名にあたっては、取締役会の多様性確保の観点から、人員の特性にかたよりが出ないよう留意するものとしております。

() 取締役(監査等委員である取締役を含む)候補者の経歴、選任理由について株主総会招集通知にて開示しております。また、社外取締役の選任・指名理由は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書「コーポレート・ガバナンス会社との関係(2)「選任の理由」」に記載しています。

【原則3-1. 情報開示の充実 補充原則】

当社は、上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティについての取組が重要であることを認識しており、「健康」をキーコンセプトとした賃貸マンション等を企画するなど商品企画において、サステナビリティに資する取組を行っております。自社のサステナビリティの取組に関する基本方針として持続的な成長のためにサステナビリティ及び人的資本や知的財産への投資等の取組みについて、当社の事業の成長戦略と併せて検討しております。具体的な取組み内容の開示につきましては、今後検討してまいります。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1) 補充原則】

取締役会は、法令で定められた専決事項及び取締役会規程に定める事項の決定を行っております。その他の主要な業務執行の決定については、職務権限規程において、その権限委譲の範囲を定めております。これにより、それぞれの役割と責任を明確化し、機能の強化を図るとともに、経営の効率化及び意思決定の迅速化、取締役会の活性化を目指しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法の社外要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがない独立した立場にあること、取締役会における率直・活発で建設的な審議及び決議等への貢献が期待出来る人物であること等を総合的に判断し選定しております。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用 補充原則】

当社は、独立社外取締役は取締役会の過半数に達していませんが、任意で過半数が独立社外取締役で構成された指名・報酬委員会を設置しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 補充原則】

当社の取締役会は、会社経営、不動産開発事業に精通している者、企業法務や財務会計等に関する専門的な知識・経験を備えた者等で構成されており、全体として適切なバランスが取れていると考えておりますが、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは作成しておりません。今後については作成し開示することを検討してまいります。

なお、独立社外取締役のうち1名は、他社での企業経営経験を有しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 補充原則】

取締役の他社役員への就任については、同業の場合は取締役会の承認、そうでない場合は取締役会への報告を要するものとしております。なお取締役の責務が十分に果たされるよう、取締役対しては定期的に兼任状況の確認を行っています。その重要な兼職の状況については、有価証券報告書に記載しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 補充原則】

当社は、現在取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておりませんが、社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映しております。今後は、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その結果の概要の開示について検討してまいります。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング 補充原則】

当社は、監査等委員を含む全取締役を対象として、取締役に求められる役割や責任等をテーマとした研修を年1回以上実施しています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主の皆様との建設的な対話を促進するため、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し、株主の皆様の理解が得られるよう努めてまいります。

株主や投資家から対話(面談)申込を受けた場合には、当該面談の目的を十分検討し、合理的な範囲で対応いたします。

株主の皆様との対話を促進するためには、管理本部等の社内関係部署は、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を

取りながら、公正、適正に情報開示を行っております。

また個別面談以外のIR活動として、当社ウェブサイトのIR情報を通じて、情報提供を図るとともに、株主・投資家の声を広く集め、情報開示の充実に努めるほか、決算説明会を通じて株主との建設的な対話を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Nstyle株式会社	1,300,000	52.00
中内 準	1,035,000	41.40
水山 直也	165,000	6.60

支配株主(親会社を除く)の有無	Nstyle株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	12月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では原則として、支配株主との取引は行わない方針としております。

支配株主との間で取引を行う必要が生じた場合には、その取引内容の合理性及び取引条件の妥当性について一般の取引条件と同様の適切な条件であるか、取締役会において、審議・承認を受けることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小俣 学	他の会社の出身者													
大庭 崇彦	公認会計士													
高嶋 希	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小俣 学			該当事項はございません。	会社経営及び不動産業界における豊かな経験及び幅広い見識を有しており、それを当社の経営に活かしてもらうことを期待したためであります。 同氏は、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として適格であると判断しております。
大庭 崇彦			該当事項はございません。	会社経営及び公認会計士としての豊かな経験及び幅広い見識を有しており、それを当社の経営の監督に活かしてもらうことを期待したためであります。 同氏は、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として適格であると判断しております。

高嶋 希		該当事項はございません。	弁護士としての豊かな経験及び幅広い見識を有しており、それを当社の経営の監督に活かしてもらうことを期待したためであります。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないものと考えております。なお、東京証券取引所の定める独立役員要件を全て満たしておりますが、長島・大野・常松法律事務所の方針により、独立役員に指定していません。
------	--	--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査等を実施していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人には配置していません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、取締役会に出席し、独立した立場での意見表明、経営監視、議決権の行使を行うことにより監査等委員でない取締役の職務遂行を監督するとともに、監査等委員でない取締役の業務の執行状況及び内部統制システムの運用状況について適性及び妥当性の観点から内部監査室や会計監査人とも情報交換を行いつつ、監査等委員会規程及び年間監査計画に基づいて監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指名・報酬につきましては、指名・報酬委員会での審議を経て審議結果を取締役に答申した上で、決定することとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。なお、現在の社外取締役3名のうち2名を独立役員として届出しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

月額報酬は役割と責任に応じた金銭報酬、賞与は当期の業務執行状況や当社業績に応じた短期的な企業価値向上に対する金銭報酬としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して上限を定めております。なお、当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動による賞与により構成されています。監査等委員でない取締役の報酬は、独立性・客観性を有する独立取締役を含む指名・報酬委員会に対する諮問を踏まえ、取締役会にて、担当業務、貢献度等、経済情勢等を総合的に勘案したうえで、株主総会にて承認された報酬限度額の範囲内で協議し、決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会にて承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は原則月1回以上開催される取締役会に出席し、独立した立場での意見表明、経営監視、議決権の行使を行うことにより業務執行取締役の職務遂行を監督しております。また社会の監査等委員である取締役は、業務の執行状況について適法性及び妥当性の観点から内部監査室や会計監査人とも情報交換を行っております。

なお、社外取締役へのサポートは経営企画部が行っております。取締役会の資料については事前に配布しており、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役である中内 準が議長を務め、その他取締役水山 直也、取締役魚住 剛、社外取締役小俣 学、監査等委員である取締役岩本 徹、監査等委員である社外取締役大庭 崇彦、監査等委員である社外取締役高嶋 希の計7名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、業務執行の意思決定機関として重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定の必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することとなっております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員である岩本 徹が議長を務め、監査等委員(社外取締役)の大庭 崇彦と高嶋 希の3名で構成されております。監査等委員会は、原則として毎月1回定期的に開催し、重要な事項等が発生した場合には、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

定例の監査等委員会では監査計画の策定、監査実施状況の報告、監査結果等の検討、及び監査等委員間の相互の情報共有を図っております。また、監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、監査結果や抽出された課題等の情報共有を行い、相互に連携を図っております。

(c) 指名・報酬委員会

当社は、2023年7月18日付けで取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役(監査等委員である独立社外取締役を含む)で構成する指名・報酬委員会を設置いたしました。

任意の指名・報酬委員会は、当社および子会社の取締役の指名等および報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的としており、取締役会からの諮問を受け、委員会での審議を経て審議結果を取締役に答申いたします。透明性及客観性を確保するため、独立社外取締役である大庭 崇彦を委員長とし、独立社外取締役小俣 学と代表取締役中内 準が委員となっております。また、指名・報酬委員会の決議では、特別な利害関係を有する委員は議決権を行使できない規程としております。

(d) 会計監査人

当社は、会計監査人として、双葉監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

(e) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、法務・コンプライアンスチーム長を委員長として、代表取締役である中内 準、その他取締役水山 直也、取締役魚住 剛の常勤取締役3名、及び部門長で構成され、原則として毎月1回開催し、当社グループの事業上のリスク分析及びリスク発生予防のための措置を審議しております。また、重大なリスクが発生した場合には、リスクに関する情報収集、対応策の決定、再発防止策の策定などを行うために必要に応じて臨時でリスク管理委員会を開催しております。

(f) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、法務・コンプライアンスチーム長を委員長として、代表取締役である中内 準、その他取締役水山 直也、取締役魚住 剛の常勤取締役3名、及び社外の弁護士で構成され、原則として3カ月に1回定時開催し、コンプライアンスに関する基本的事項等について協議しております。また、コンプライアンスに関する重大な違反が生じたときには、必要に応じて臨時でコンプライアンス委員会を開催しております。

(g) 内部監査室

当社では、内部監査を担当する部署として内部監査室を設置し、内部監査室長1名が代表取締役の承認を得た内部監査計画書に基づき、当社グループの業務全般を監査しております。内部監査結果については、内部監査室長は、指摘対象部門長に事実確認を行ったうえで対象部門長に通知します。対象部門長は、改善計画書を提出し、業務改善を行い、改善結果を内部監査室長に通知します。内部監査室長は、その結果を定期的に取りまとめ代表取締役に報告し、代表取締役は、その報告を確認し、当該改善結果が思わしくない等の場合、必要に応じて業務改善命令書にて改善勧告を行います。これらの一連の流れを通じて継続的な業務改善を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社を選択しております。

このことにより、監査等委員である取締役は議決権を保有し、十分な独立性を確保した取締役会の運営ができるものと考えております。

また任意の指名・報酬委員会を設置することにより、取締役の選解任や、報酬額の決定についてより透明性の高い運用ができるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、株主の方々の十分な議案の検討時間が確保できるように、法定発送期日前に発送するように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、他社の集中日を回避するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家および機関投資家の利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能にできるよう検討いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆さまの利便性向上を図るため、議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討いたします。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の課題として検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用サイトにおいてディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対して決算説明会を兼ねた会社説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対して決算説明会を開催するほか、訪問、電話対応等も適宜実施する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では予定はしておりませんが、上場後の株主構成等を勘案して実施の可否を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他適時開示資料等を当社ホームページ上のIR専用サイトに掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR責任者は管理本部長とし、IR活動に関する業務は、経営企画部・財務部を中心として担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守とともに諸規程を適正に管理し、ステークホルダー(利害関係人)の立場を尊重し、顧客・取引先・社員・株主等を含む幅広い社会との健全で良好な関係を維持することに努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営理念のもとに、法令を遵守、倫理的行動をとることを基本原則とし、当社グループは地域に密着した企業として本業を通じた地域貢献を主軸とし、経営理念・各方針・環境活動・社会貢献活動等社会とのかかわりに関する情報についても、積極的な開示に努める旨定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「適時開示規程」を定めており、ステークホルダーに対する情報提供を適時適切に対応しております。ステークホルダーにとって重要と判断される当社の経営戦略などの非財務情報や中期経営計画などの説明の機会を作り、IR資料や当社ウェブサイト等の様々な手段により開示予定です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)について、取締役会において以下を内部統制システムに関する基本方針として決議しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、透明性の高い健全な経営を実現するべく、取締役及び使用人が国内外の法令、定款及び社内規程、社会常識、モラル、一般規範等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。
- (2) 法務コンプライアンスチームは、コンプライアンス意識の徹底のため、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、各部門と連携を取ってコンプライアンス体制の整備を全社横断的に実施する。
- (3) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (4) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対処する。
- (5) 取締役会は、取締役会規程に基づいて運営し、取締役は相互にその業務執行を監督する。監査等委員は取締役の業務執行を監査する。
- (6) 社外取締役を選任することで、経営の透明性と公正な意思決定を実現する。
- (7) 当社及びその子会社の取締役及び使用人は、反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力及び団体との関係を常に遮断し、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう行動する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書類及びその添付資料、その他重要会議書類をはじめ、その職務の執行に係る重要な情報を法令及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役は、これらの文書等を常時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程に基づき、リスク状況の把握とその適切な評価に努めるとともに、緊急体制の整備を図り、迅速かつ効果的なリスク管理体制を整備する。
- (2) 個人情報取扱規程、情報セキュリティ管理規程に基づき、情報の適切な管理体制を整備する。
- (3) リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (4) 大規模地震や火災、水害などによる危機発生時には、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応のもと、損失、危険の最小化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 原則月1回の取締役会及び経営会議、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の情報の共有と業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役会は取締役の職務執行の監督を行う。
- (2) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等により、取締役の職務執行に関する権限及び責任を明確化する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の内部監査は当社及び子会社各社を対象とする。
- (2) 子会社の事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するために、当社が定める関係会社管理規程に基づき子会社から当社に協議・報告を行わせる。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の要請により、監査等委員業務補助のため、監査等委員が指揮権を有する専任のスタッフを定めることができる。

7. 第6項の使用人に対する監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

当該専任スタッフの人事異動及び考課は、事前に監査等委員の同意を得るものとする。

8. 第6項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の指揮権は、監査等委員でない取締役により妨げられることはない。

9. 当社および子会社の監査等委員でない取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 監査等委員は、当社の経営会議等の重要会議に出席し、監査等委員でない取締役及び使用人から当社の重要な職務執行等に係る報告および子会社を含めたグループ全体の管理の状況に係る報告または説明を受け、関係資料を閲覧することができる。また監査等委員は、必要に応じて、子会社の取締役および使用人に対し、当該管理の状況について報告を求めることができる。
- (2) 当社および子会社の監査等委員でない取締役及び使用人は、法令・定款に違反する事実、当社または子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、当社および子会社の監査等委員でない取締役の職務執行に関して不正行為があった場合には、速やかに監査等委員にその内容を報告する。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス・マニュアルに基づき、内部通報制度を通じた通報を含め、監査等委員に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当社および子会社の監査等委員でない取締役及び使用人に周知徹底をする。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用または債務等が監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

12. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員である社外取締役を選任することで、透明性と公正さを担保する。
- (2) 監査等委員は、監査等委員監査の実効性を高めるため、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- (3) 監査等委員は、定期的に会計監査人および内部監査室と連携を取り、監査等委員監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役および使用人が取るべき行動・態度を明確に示すために、反社会的勢力排除規程に沿って、当社の利害関係者、取引先等は、反社会的勢力との関係を持たないこととし、新規取引先等についても取引開始前及び継続的な反社会的勢力との関わりの観点から定期的な確認を行うなど、公共機関、専門調査機関から情報収集ができる体制を構築し、社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行うことを当社の基本方針としています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

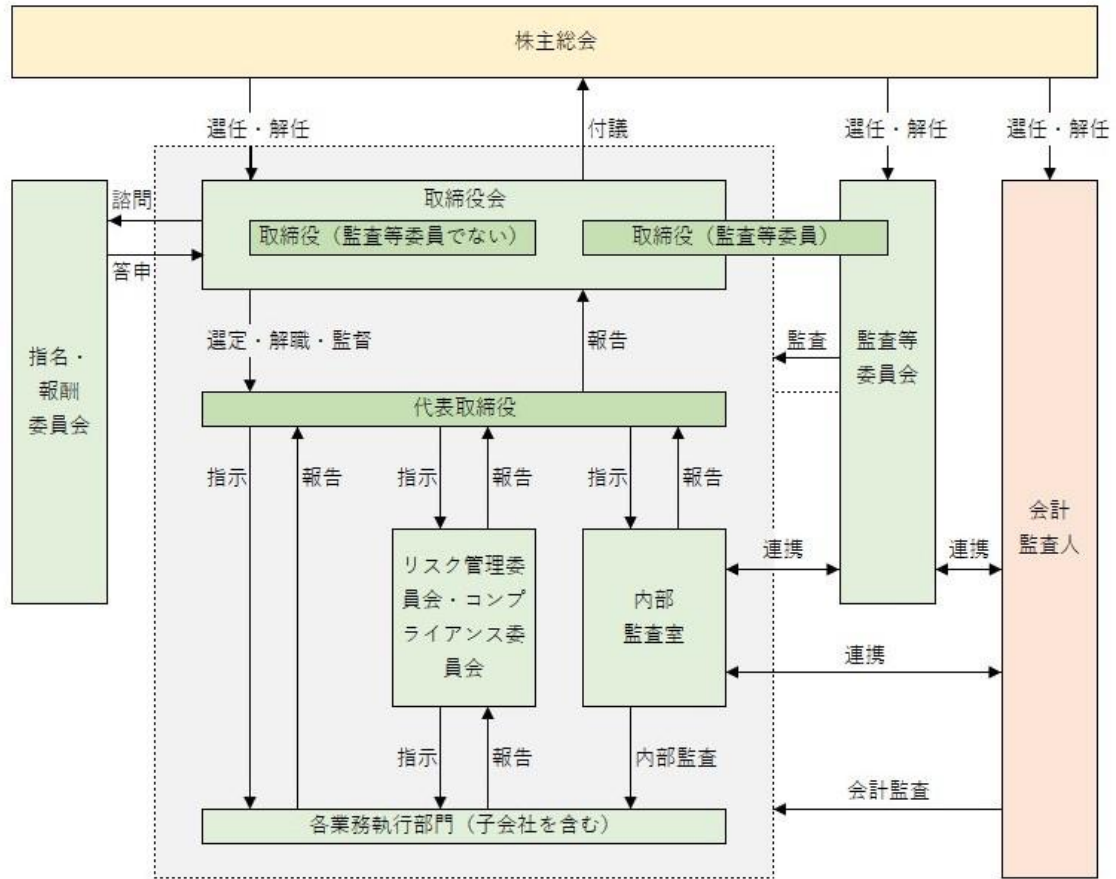
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

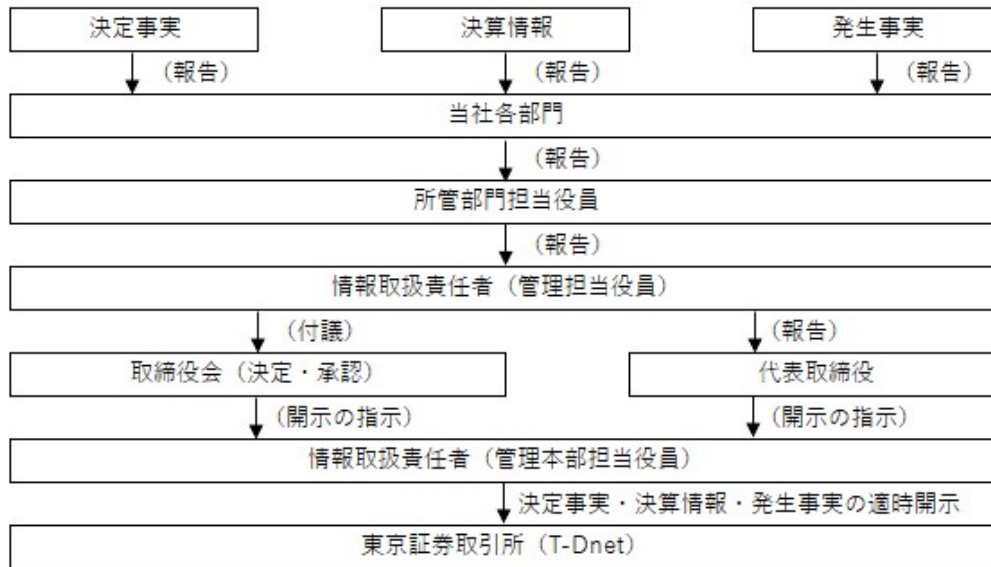
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)